

第 2 4 号議案

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定の件

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 2 6 日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 8 年加東市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改 正 前				改 正 後			
別表（第 1 条関係）				別表（第 1 条関係）			
区分		報酬の額		区分		報酬の額	
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
子ども・子育て会議	委員	日額	8, 0 0 0	子ども・子育て会議	委員	日額	8, 0 0 0
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	家庭的保育事業等職員虐	委員	日額	8, 0 0 0

	待調査審議委員			
	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

第 2 4 号議案 要旨

加東市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）が改正され、保育所等の職員等による虐待に関する通報義務等の創設により、市町村長が所管行政庁となる事業の事実確認の措置や児童の安全確保措置を行ったときは市町村児童福祉審議会等に報告する必要があることから、この児童福祉審議会等の事務を担う家庭的保育事業等職員虐待調査審議委員の委員報酬を定めるため、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

家庭的保育事業等職員虐待調査審議委員の委員報酬の額を定めること。（別表関係）

3 施行期日 令和 8 年 4 月 1 日